

保育士養成課程における社会福祉系科目の実習指導の 連続性ある授業展開の検討

A Study of the Development of Continuous Classes for Practical Training
Guidance in Social Welfare Subjects in the Nursery Teaching Course

鈴木 晴子
SUZUKI Haruko

潮谷 恵美
SHIOTANI Emi

要 旨

我が国はこども基本法が制定し、子どもの人権を尊重し意見表明を重んじながら、こどもまんなか社会が目指されている。この社会福祉において保育者の専門性が果たす役割は大きく、保育士養成課程の告示科目群にある社会福祉系科目を学ぶ意義も増している。

筆者らは、保育士養成科目の社会福祉系科目において科目間の関連性を分析し、実習指導との連続性を意識した授業設計を行っている。本稿では、養成教育における社会福祉系科目の科目間の関連性を検証し、実習指導との連続性の検証に向けた今後の課題を明らかにすることを目指した。

授業の検証においては、各授業の展開の要点を抽出し、授業展開における工夫点を検証した。「子ども家庭福祉Ⅰ」「社会福祉」「社会的養護Ⅰ」は講義型授業とアクティブラーニングを組み合わせ、講義とアクティブラーニングの順番も考慮した授業を行っており、学生自身の学びとその定着を図る工夫がなされていた。「社会的養護Ⅱ」では、福祉における基本的な知識の習得と新しい社会的養育を想定した専門的な知識の習得を経て受講する科目となっており、視聴教材の選定や独自のワークシートの導入、グループディスカッションや教員によるスーパービジョンを取り入れた授業方法となっていた。社会福祉系の科目間の関連性について授業展開の要点をもとに検証すると、①福祉における基本的な知識に関する内容、②専門職としての専門的知識に関する内容、③専門職としての技術に関する内容、自らが援助者として現場に立つ場合を想定した仮想的な経験から④援助・実践の4点に整理され、それぞれが関連性を踏まえた授業設計が活かされた授業実践になっていた。今後は、社会福祉系科目と実習科目の関連性について学生自身の習得評価と活用を実証的に検証し、より関連性に関する検証を重ねていくことが課題として残された。

I. はじめに

我が国では、こども基本法が2022年6月に成立し、2023年4月に施行された。こどもや若者に対するこども施策をみると、子どもの権利擁護、子どもと家庭に対する切れ目のない支援体制とその強化が謳われている。こども基本法の制定により子どもは人権を保障された存在という位置づけが明確になり、一人一人が大切に扱われ、自分らしく幸せに暮らしていけるよう、「こどもまんなか社会」を目指されている。この社会作りにおいて、子どもや家庭に日常生活において関わりをもつ保育者の専門性が果たす役割は大きいだろう。昨今の児童虐待等の子どもや家庭を取り巻く生活課題、保育・福祉現場等における不適切な保育・養育の報告があり、保育者の専門性の向上は喫緊の課題と言え、このことは養成段階においても言えることであり、教育の質の充実と向上を重視すべきである。子どもの家庭における生活の実態と課題は様々で、生活課題とその解決・改善に向けた支援過程では、保育者が保育者の専門的な知識と技術をもって子ども家庭の支援にあたることを考えると、保育者の養成段階や育成段階において社会福祉の分野を学ぶ意義は大きいと言える。また、人権感覚を養うことも欠かせない。

保育士養成課程において、学修すべき教科目ならびに単位数については、「児童福祉法施行規則第六条の三第二項に規定するこども家庭庁長官の定める修業教科目」(平一二厚告四四一・平一五厚労告三六八・令五厚労告一六七・改称)、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年12月9日 雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)ⁱにて定められている。科目の系列として「保育の本質・目的に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する科目」、「保育実習」の4つが示されており、必修科目はすべてその系列のいずれかに配置されている。さらに、必修科目には、「講義」、「演習」、「実習」の授業形態が示されており、知識の修得を中心とした講義、事例を用いたアクティブラーニング等の方法を含んだ演習と、現場での経験学習で養成教育は成立していると捉えられる。

筆者らは講義型授業と演習型授業の検証と、さらに実習科目も含めた養成課程における教育効果に関する検証に取り組んでいる。鈴木・潮谷(2017a)ⁱⁱにおいては、科目「子ども家庭福祉Ⅰ」については、子どもと家庭に関する福祉を知識として習得するだけなく、保育者の専門性に基づいた援助者となっていく将来像を想定し、子どもの暮らしに目を向けて学習を進め、習得した知識を活用できるような授業実践の試みを検証し、さらに、科目「社会的養護Ⅰ・Ⅱ」と実習指導の連続性ある授業展開の検証(潮谷・鈴木, 2017bⁱⁱⁱ : 2018^{iv})を行ってきた。鈴木・潮谷(2019)^vでは、インクルーシブ保育における保育者の育成期での変化を検証し、保育実践を行う中で子どもの理解が深化していることと、このことが保育者の専門性の向上と関連していることが見えてきた。同時に、養成教育における育ちの検証を行う必要性を指摘するに至っている。高橋(2021)^{vi}は、演習と実習の2つの授業形態に注目し、保育学生の子ども理解について検証している。事例検討やビデオ視聴を重ねていく中で、子どもの援助における子ども理解の必要性に気づきだすとともに、それを自らが行えるかを問いただすようになるといった学生の声を学生の成長として述べている。また、この知識としての学びを、子どもの生活を通して体験的に学ぶのが実習であるとしたうえで、実習では、子ども自体への理解と、子どもへのかかわり方への理解が進むことを報告している。ここには自らがかかわりを試すことと、保育者の対応を見て学ぶという両方の学び方が関係していることも指摘している。中島(2016a)^{vii}は、知識の理解にとどまらず、その知識を効果的に活用できる人材育成を目標にする場合、事例を用いた議論を授業に取り入れることで、専門知識を土台にした実践力の育成を促進できると述べている。講義・演習と実習といった授業形態を一

体的にみつめた保育者養成課程の検証する行う意義があると言える。

これまでの検証を踏まえて、筆者らは授業実践に関する分析を行い、担当する社会福祉系の科目においては、科目間ならびに実習指導との連続性を意識した授業設計を行っている。今回は、筆者らが養成教育における社会福祉系科目において科目間の関連性や実習指導の連続性を意識した授業展開を試みた授業実践について検証し、今後の課題を明らかにしていきたい。

II. 本学幼児教育学科の社会福祉系科目と実習科目について

本学科では幼稚園教諭一種免許状および保育士資格の取得を可能とするカリキュラムがある。社会福祉系科目と実習科目の配置は表1のようになる。

社会福祉系科目としては、保育士養成課程の科目は「子ども家庭福祉I（告示科目「子ども家庭福祉」講義2単位）」、「社会福祉（告示科目「社会福祉」講義2単位）」、「社会的養護I（告示科目「社会的養護I」講義2単位）」、「社会的養護II（告示科目「社会的養護II」演習1単位）」があり、この他に学びの発展を狙いとする学科独自科目として「子ども家庭福祉II」「児童養護論」がある。子ども家庭福祉IIは子ども家庭福祉Iの発展的な学びを狙いとし、児童養護論は、社会福祉関係科目全体の総合的かつ発展的な学びを保障する授業内容になっている。実習科目は告示科目を設置しているほか、学びの発展を狙いとする学科独自として「保育インターンシップ」を設けている。これらの科目を筆者らは担当している。

表1 本学幼児教育学科の社会福祉系科目と保育士養成課程の実習科目の実態

1年 前期	2年 前期	2年 後期	3年・4年 前期/後期
子ども家庭福祉I			☆子ども家庭福祉II
社会福祉	社会的養護I	社会養護II	☆児童養護論
			保育実習総論I 保育実習I（保育所） 保育実習I（施設） 保育実習総論III 保育実習III ☆保育インターンシップ

*注 指定保育士養成課程の科目は無印、学科独自科目は☆印で表記

III. 社会福祉系科目的授業検証

社会福祉系科目的授業検証については、2022年度の授業を取り上げていく。

(1) 科目「子ども家庭福祉Ⅰ」

本科目の配当学年は大学1年生、開講期は前期としている。受講者は126名であり、2クラスに分けて開講した講義型授業である。講義中心であるが、リアクションペーパーや視聴教材に基づくグループディスカッション等のアクティブラーニングを取り入れた授業展開である。リアクションペーパーを用いたアクティブラーニングの場合は、前回授業の復習を目的としており、新たな学修内容の講義を行う前に行っている。視聴教材を用いたアクティブラーニングの場合は、知識を講義した後に2~3名でのグループディスカッションを行っている。吉田（2017）^{viii}は、前者の方法に対しては、「既有知を引き出したり問い合わせたりして、その後の講義法に対するモチベーションを高める」ために活用するものとし、後者の方法に対しては、「講義法により提供した知識を、学生が正確に定着させる」ために活用するものであると述べている。リアクションペーパーに基づくアクティブラーニングに対しては、学生の声として、学びの復習ができるという反応が実際にでている。リアクションペーパーは毎回の授業内容に沿ったテーマを提示し、学びへの気づきや深化を狙った展開にしている。全15回の授業を学生が読み返せる形式にしており、授業開始時に、前回のおさらいとしてリアクションペーパーを一読する時間を設けている。

2022年度の授業展開は『子ども家庭福祉の理念、動向と展望』『子ども家庭福祉の歴史的変遷』『法制度と実施体制』の3つの軸で授業を行った。子ども家庭福祉の理念、動向と展望としては、子ども家庭福祉の理念を日本国憲法や児童憲章、児童の権利に関する条約にのっとり確認をしていった。そして、子ども家庭福祉の対象が子ども及び家庭であることを確認した上で、子どもと家庭を取り巻く現状と課題ならびに展望を概観し、保育者と子どもと家庭の課題の関連性が持てるよう講義を行った。この解説においては、子どもの権利を念頭にしている。『子ども家庭福祉の歴史的変遷』においては、社会や大人の子どもの見方の変化を各国の子ども家庭福祉の歴史に沿って概観し、現在の子どもの権利を尊重し、権利擁護に至る経緯を確認していく。歴史の変遷については戦前から取り上げているのだが、第二次世界大戦後の日本の現状と児童福祉法の制定の背景に関する視聴教材、子どもの生活の変化と現代との比較検証できるような視聴教材を採用し、自ら当事者の視点に近づき、子どもの権利を前提に、時代ごとの実態と課題に目を向けられるよう授業の実施方法を工夫した。『法制度と実施体制』においては、子ども家庭福祉の所管省庁や根拠法、制度政策、児童福祉施設の概要と保育者ならびに連携協働する他の専門機関・専門職の概要に関する講義を行い、ここで、『子ども家庭福祉の理念、動向と展望』で抑えた現代的課題と関連を持たせながら授業を行った。児童福祉施設を取り上げていくと、保育士の職域に触れることになる。鈴木・潮谷（2017a）^{ix}で述べているように、児童福祉法第18条の4 保育士の定義にある子どもの保育を行う者、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う者としての役割を知ることになり、保育士の関わる具体的な対象については、児童福祉法第4条でいう満18歳に満たない児童であり、その中には、障害のある子ども、マルトリートメントな環境にある子ども、施設で暮らす子どもなど文化的・社会的・経済的困難な特別なニーズを持つ子どもとその保護者も含まれていることの理解が進むよう解説をしている。リアクションペーパー等に寄せられた実際の保育者の仕事に関心が向いていく学生の声にこたえ、いくつかの児童福祉施設においては実際の保育士の業務が読み取れる視聴教材を採用し、子ども家庭福祉の分野と保育者との関連性が理解できるよう工夫した。

(2) 科目「社会福祉」

本科目の配当学年は大学1年生、開講期は後期としている。受講者は123名であり、2クラス設置をした講義型授業である。講義テーマの実態に関わる視聴教材によって、現状を確認したり、考察を促したり、受講者自身で学びを深めることを期待した授業展開であった。リアクションペーパーは毎回の授業内容に沿ったテーマを提示し、授業内容の定着と考察の深まりを確認するものとして活用していた。全15回、学生が回を重ねていく授業内容と自身の学びを継続して振り返ることが可能な形式をとっている。

2022年度の授業展開は、『社会福祉の理念と概念』『社会福祉の歴史的変遷』『社会福祉のしくみ：法制度と実施体制と利用者の保護』『保育士の専門性と家庭支援、相談援助』の4つの軸で授業を行った。『社会福祉の理念と概念』では、普遍的理念である人権と社会福祉との関わりや、政策の基盤となっていたり、方向付けをして行ったりする理念として、ソーシャルインクルージョンや自立（自立支援）、権利擁護などの明確な理解にむけた内容説明とそのことに関わる課題を提示した。さらに、具体的な援助実践をイメージできるように、視聴教材を用いた。『社会福祉の歴史的変遷』では、社会福祉に関わる法体系や国家施策、並びに生活に困難を抱える人々の状況について、それらの変遷と現状を確認した。特に、その時代における生活課題に対する、国家や自治体による公的な取り組みと民間で行われている取り組みの相違と相互の影響という視点から説明を加え、福祉実践の総体として、生活課題の解決にむけた実践であることについて、理解を促していく。『社会福祉のしくみ：法制度と実施体制と利用者の保護』では、社会福祉事業に関する法体制から、特に子ども家庭支援に関わる部分を中心に法の構造と内容を説明した。そして、『保育士の専門性と家庭支援、相談援助』では、社会福祉の理念を基盤にした基本的援助関係の形成や相談援助に活用されている理論の提示を行って、子ども、家庭、地域に対する援助について、保育士に期待されている専門性について理解を深める教示を行った。

(3) 科目「社会的養護Ⅰ」

本科目の配当学年は大学2年生、開講期は前期としている。受講者は143名であり、2クラス設置をした講義型授業である。さらに、授業での学習テーマに沿った視聴教材を提示して、自身の知識の確認と考察を促した。リアクションペーパーは毎回の授業内容に沿ったテーマを提示し、授業内容の定着と考察の深まりを確認するものとして活用していた。講義型授業ではあるが、リアクションペーパーによって、説明に補いが必要であることがわかった事柄には次回授業で説明を加えることに活用することとした。学生は全15回の授業内容と自身の理解を継続して振り返ることが可能な形式をとっている。

2022年度の授業展開は『社会的養護の意義と歴史的変遷』『社会的養護・新しい社会的養育に関する理念と方向性』『社会的養護の法制度、実施体制と利用者の保護』『保育士の専門性と家庭支援、相談援助』の4つの軸で授業を行った。

『社会的養護の意義と歴史的変遷』では社会的養護の保護から子どもの人権、最善の利益の保障が目指される社会的取り組みとなった変遷を提示し、理解が深まるように提示した。具体的には社会的養護に影響を及ぼしていた社会的事象、法の制定や施策、社会環境に着眼し、子どもが置かれていた状況等の理解を促していく。さらに、『社会的養護・新しい社会的養育に関する理念と方向性』については、新しい社会的養育を目指す施策へ至った経緯について、これまでの社会的養護の課題を参照しつつ、確認を行った。特に、2017年に出された「新しい社会的養育のビジョン」の解説を社会的養護の動向データに基づいて丁寧におこなった。それによって、日本の社会的養護の特徴に対して、国際的な指針を基

に強く変更が求められ、子どもの最善の利益が勘案された「家庭養育」を優先とする意義、時代的な評価や考察も促していく。

『社会的養護の法制度、実施体制と利用者の保護』では社会的養護の法制度や実施体制に子どもの権利擁護としての利用者保護の内容も含まれていることを確認した。そして、『保育士の専門性と家庭支援、相談援助』では、社会的養育において、施設で直接的に関わる保育士に期待されている専門性を改めて確認し、さらに家庭支援や相談援助において、用いられる技術や援助理論の内容と意義の理解を深める授業展開とした。

(4) 科目「社会的養護Ⅱ」

本科目の配当学年は大学2年生、開講期は後期としている。社会福祉系科目の講義型授業での学修を踏まえ、保育者の社会的養護における専門的知識と技術技能の活用に向けた事例検討、子ども理解や援助の検討にあたっての職業倫理への理解とその深化を教育の目的として授業の計画を立てている。受講者は141名であり、潮谷が2クラス、鈴木が2クラスを持ち、毎回の授業打ち合わせと事後の振り返りを踏まえて共同作成した授業計画と資料を用いた演習型授業である。

2022年度の授業展開は『社会的養護ならびに新しい社会的養育に関する基本的な知識の確認』、『施設養護の援助理解と専門的技術』、『家庭養護の援助理解と専門的技術』、『援助の計画と展開に関する理解と立案』の4つの軸で授業を行った。社会的養護ならびに新しい社会的養育に関する基本的な知識の確認としては、2016年児童福祉法改正において重視された家庭養育優先の原則、パーマネンシー保障を確認し、新しい社会的養育ビジョンへの展開を確認したり、社会的養護の基本原則、各種児童福祉施設の役割・機能、施設の運営指針や倫理綱領をおさえながら子どもの最善の利益を前提とした保育者の職務について基本的な知識の確認を行った。施設養護の援助理解と専門的技術においては、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設の視聴教材を採用しながら、施設養護全体をおさえていった。施設の基本的な援助に関する視聴教材と子ども一人一人に応じた個別性のある援助を取り上げた視聴教材を採用し、援助の概要から個別性ある援助の展開について、保育者の専門的知識と技術を活用して検証し、その理解が進むよう工夫した。毎授業後のリアクションペーパーやグループディスカッション報告から、保育士の役割や機能として養育者としての援助があることへの理解は持てても、その具体的な内容についての想定が抱きにくい状態があり、子ども一人一人に応じた個別性のある援助を取り上げた視聴教材を採用し、かつ、グループディスカッションの検証テーマの提示の仕方やワークシートの工夫も行った。例えば、乳児院における生活を通した援助の理解においては、着眼点として、「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」といった事実を把握するための目安を渡し、単に場面を切り取って援助をみつけていくのではなく、時間と空間にも注目した場面の抽出が進められるよう独自に作成したワークシートを導入し、事例の検証を進めていくよう試みた。学生は「誰が・何をしていたか」は抽出しやすいのだが、生活における時間の位置づけ、保育士と子どもだけではなく生活の環境にも気づく必要性、関わっていたという事実の中に子どもの成長発達を保障し、当たり前の生活を安心安全のもとに継続的に提供を続けるための様々な工夫があることに対して、グループディスカッションと教員によるスーパービジョンを重ねる中で気づくようになっていった。

家庭養護の援助理解と専門的技術においては、養育者と家庭養護の中で暮らしている子どもの両方に焦点を当てた授業を行った。里親支援専門員等の専門職、家庭養護を行う里親等に焦点を当てた視聴教材、家庭養護の中で暮らしている子どもに焦点を当てた視聴教材を採用し、持続性のある生活における

当たり前の生活の保障について考えていけるよう授業を行った。また、家庭養護の養育者でもあり、施設職員として援助に携わっている方に特別講義を依頼し、援助を行う者と援助を受ける者の両方の立場からの話題提供を頂く機会を意図的に設けていた。

IV. 社会福祉系科目の科目間の関連性の検証

III. 社会福祉系科目の授業検証を踏まえ、ここでは、社会福祉系科目の科目間の関連性から授業検証を行う（表2）。

科目「子ども家庭福祉Ⅰ」と「社会福祉」は、福祉における基本的な知識に関する内容を取り扱っていると言える。福祉の理念や仕組み、制度政策等を概観し、子どもや家庭の実態に沿った社会作りへの歩みを理解すること等の基礎的な知識を育んでいる。ここでは、福祉の分野における保育者の参画を接続点としておさえるようにしている。

これに対して、科目「社会的養護Ⅰ」と「社会的養護Ⅱ」になると、新しい社会的養育での専門職を想定した授業内容が中核となり、社会的養護における保育士に求められる倫理や基本姿勢、対象に基づ

表2 社会福祉系科目の授業の展開（要点）

科目名	授業の展開の要点
子ども家庭福祉Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭福祉の基本理念、動向と展望 ・子ども家庭福祉の歴史的変遷 ・法制度と実施体制
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉の理念と概念 ・社会福祉の歴史的変遷 ・社会福祉のしくみ：法制度と実施体制 利用者の保護 ・保育士の専門性と家庭支援、相談援助
社会的養護Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護の意義と歴史的変遷 ・社会的養護と新しい社会的養育に関する理念と方向性 ・社会的養護の法制度、実施体制と 利用者の保護 ・保育士の専門性と家庭支援、相談援助
社会的養護Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護ならびに 新しい社会的養育に関する基本的な知識の確認 ・施設養護の援助理解と専門的技術 ・家庭養護の援助理解と専門的技術 ・援助の計画と展開に関する理解と立案

いた学修となる。科目「社会的養護Ⅰ」においては、専門職としての専門的知識に関する内容を取り扱っている。実際の生活課題を抱える子どもや家庭と保育者の専門性に基づいた基本姿勢と援助展開の基本について学びを進めている。そして、科目「社会的養護Ⅱ」においては、専門職としての技術を取り扱っている。事例を用いて「社会的養護Ⅰ」で習得した専門的知識を活用して、子どもも理解と援助について具体的に検証をしていく。事例検証においては、保育者の行為を援助としてみつめ考えるとともに、援助を必要としている子どもと子ども家庭への着眼ももつことになる。この営みにおいて、福祉における基礎的な知識に関する内容で習得した社会福祉の理論や仕組みを活用していく。これらに気づき、考察をしていけるよう独自のワークシートを導入し、事例検証を重ねる中で、子どもや環境等への着眼点を作ることにつながっていくよう授業設計がなされている。そして、保育者の援助にある意図や養護のねらいを考えていくグループディスカッションを重ね、教員によるスーパービジョンを受けることで、保育者の知識と知識を活用して理解し解釈したことに沿って援助を考えていくようになっていく。こういった一連の積み重ねから、段々と、自らが援助者として現場に立つ姿を浮かべて、グループディスカッションをするようになっていく。学生の様子として、施設養護や家庭養護への関心が抱かれ、専門職として援助に参画したいという気持ちが形成されていくだけではなく、保育者の仕事の大変さや難しさが授業が進む中で増えてくるのは、高橋（2021）^xの検証と重なる。

以上のことから、社会福祉系科目の科目間は、①福祉における基本的な知識に関する内容、②専門職としての専門的知識に関する内容、③専門職としての技術に関する内容、自らが援助者として現場に立つ場合を想定した仮想的な経験から④援助・実践をみつめていくといった関連性をもっていると考えられる（図1）。これらの授業において、一貫した理念は、子どもの最善の利益であり、子どもの権利保障と権利擁護である。

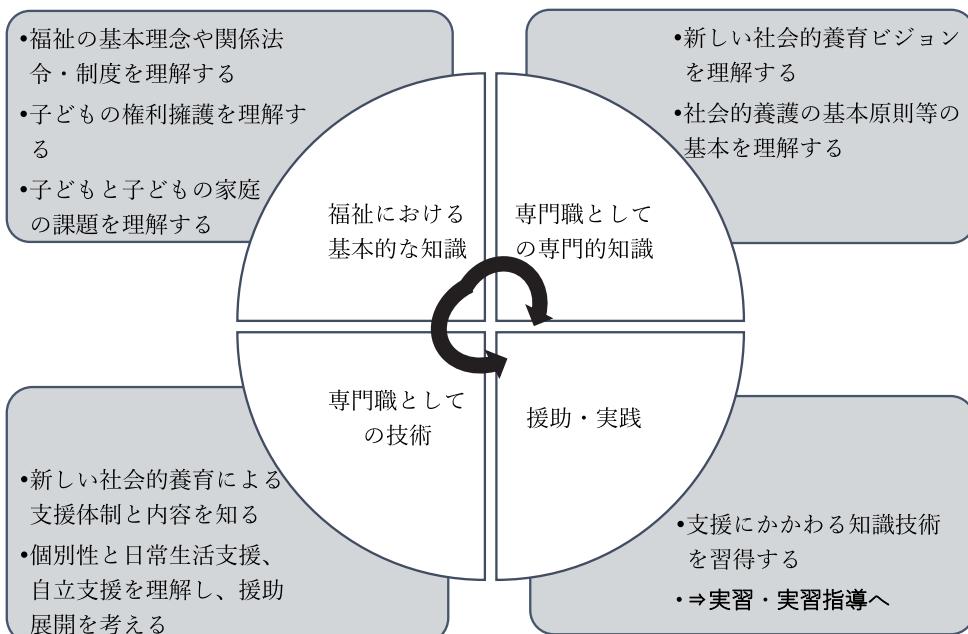


図1 社会福祉系科目の関連図

V. 今後の課題

本稿の検証から、福祉に関する基本的知識の習得から専門職の専門性に基づいた知識の習得に発展し、合わせて、これらの知識を活用して事例を検証し、教員によるスーパーバイジョンを受けることで、専門職の専門性に基づいた技術への理解と獲得が進んでいき、保育実習につながっていく過程がみえてきた。潮谷・鈴木（2018）^{xi}において、社会的養護系科目と実習指導の連続性ある授業展開に関する報告の中で、「実習における学びの前提となる講義、演習科目で習得されたものが経験学習を支える土台となり、保育者としての資質、専門性の向上に資することを目指す実習サイクルの展開に活用されるものとして、実習指導においても参照、活用されている。」と述べている。中島（2016b）^{xii}は、「経験学習は、実際に経験し、それを振り返ることでより深く学ぶ学習」とし、その経験を現場での経験からの学習と仮想的な経験からの学習に分けられるという。実習に関連する講義・演習科目を検証することは、実習の向上につながり、ひいては養成教育の質的向上につながると言えるだろう図1のような科目間の関連図は保育実習との関連性を踏まえられたものではない。今後、保育実習との関連性を検証するとともに、社会福祉系科目の検証内容を学生自身の習得評価と活用について実証的に検証することが課題として残された。

引用文献

- ⁱ 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cd2d5e75-8ffc-4775-94fd-3f07d390445a/325120e4/20230401_policies_hoiku_hoikushi-shikaku-tokurei_05.pdf（最終閲覧日 2023年9月29日）
- ⁱⁱ 鈴木晴子・潮谷恵美 2017a 子どもの暮らしに目を向けるための授業展開に関する一考察～科目「子ども家庭福祉」に注目して～, 十文字学園女子大学紀要, 48-2, 125-132
- ⁱⁱⁱ 鈴木晴子・潮谷恵美 2017b 科目『社会的養護・内容』と実習指導の連続性ある授業展開の検討, 第2回日本保育者養成教育学会研究大会ポスター発表
- ^{iv} 潮谷恵美・鈴木晴子 2018 科目『社会的養護・内容』と実習指導の連続性ある授業展開の検討（2）, 第3回日本保育者養成教育学会研究大会ポスター発表
- ^v 鈴木晴子・潮谷恵美 2019 インクルーシブ保育に関する保育者の養成期から育成期への変化とその課題, 第4回日本保育者養成教育学会研究大会ポスター発表
- ^{vi} 高橋真由美 2021 学生は養成課程でいかに子ども理解を学ぶか, 発達168 問題としての「子ども理解」, I 保育の中の子ども理解, ミネルヴァ書房, 42, 15-20
- ^{vii} 中島英博 2016a 13章 事例から学ばせる, シリーズ 大学の教授法3 アクティブラーニング, 中井俊樹 編著, 玉川大学出版部
- ^{viii} 吉田壘 2017 14章 アクティブラーニングを組み合わせる, シリーズ 大学の教授法2 講義法, 佐藤 浩章 編著, 玉川大学出版部
- ^{ix} 鈴木晴子・潮谷恵美 2017a 前掲
- ^x 高橋真由美 2021 前掲
- ^{xi} 潮谷恵美・鈴木晴子 2018 前掲
- ^{xii} 中島英博 2016b 12章 経験から学ばせる, シリーズ 大学の教授法3 アクティブラーニング, 中井俊樹 編著, 玉川大学出版部

